

(案)

産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託契約書

排出事業者： 岩手県 岩手県知事 達増拓也（以下「甲」という。）と、
 収集運搬及び処分事業者： _____（以下「乙」という。）は、
 発注者の事業場： 花泉地区空中消火基地（一関市花泉町花泉字伊勢沢 21）から排出される産業
 廃棄物の収集・運搬及び処分に関して、次のとおり契約を締結する。

(法の遵守)

第1条 甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

(事業範囲及び委託内容)

第2条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎ 収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限: _____

事業範圍：

許可の条件:

許 可 番 号:

◎ 処分に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限:

事業範圍：

許可の条件:

許 可 番 号:

2 甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

◎ 収集・運搬に関する種類、数量及び委託単価

種 類	収集運搬車両	積込作業費
数 量	台	人
単 価	円／台	円／人

◎ 処分に関する種類、数量及び委託単価

種 類	汚泥 (消火剤MAP)	汚泥 (消火液粘着剤CMC)	汚泥 (化学消火剤エフアールT)
数 量	1,800 kg	630 kg	6,600 kg
単 価	円／kg	円／kg	円／kg

種 類	金属くず (散布装置)	金属くず (バッテリーボックス)
数 量	180 kg	60 kg
単 価	円／kg	円／kg

種 類	廃プラスチックと金属 混合物 (組立水槽)	廃プラスチックと金属 混合物 (粉碎機)
数 量	30 kg	140 kg
単 価	円／kg	円／kg

◎ 収集運搬等諸経費 (マニフェスト代含む) (税抜)

円

3 甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

- ① 輸入廃棄物：☒ 無
- ② 輸入廃棄物：有

4 乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称 : _____
所在地 : _____
処分の方法 : _____
施設の処理能力 : _____

5 甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

6 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

（適正処理に必要な情報の提供）

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（第2版）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項

キ その他取扱いの注意事項

2 甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めることとする。

- 3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」の「容器貼付用ラベル」参照）。
- 4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

（甲乙の責任範囲）

- 第4条** 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し甲に負担させない。
 - 3 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
 - 4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

（再委託の禁止）

- 第5条** 乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

（義務の譲渡等）

- 第6条** 乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（委託業務終了報告）

- 第7条** 乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票、又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

（業務の一時停止）

- 第8条** 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、直ちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
- 2 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

（料金・消費税・支払い）

- 第9条** 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する料金は、第2条第2項で定める単価（税抜）

に基づき算出する。

- 2 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に対する料金についての消費税は、甲が負担する。
- 3 契約保証金は免除する。
- 4 料金の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。
- 5 甲は、第7条に規定する報告の提出を受けた日から起算して10日以内に審査し、業務の実施の状況が契約の内容に適合すると認めた上で、乙から産業廃棄物の処分業務に関する料金の支払請求書を受理したときは、当該提出を受けた日から起算して30日以内に乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。この場合において、振込手数料は甲の負担とする。
- 6 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前項に規定する料金の支払を遅延した場合においては、乙は甲に対して、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができるものとし、また必要に応じて産業廃棄物の処理の受託を拒否することができる。ただし、甲の都合により、支払期限の延期又は支払方法等の変更を当初支払期限前までに甲から乙に対して申入れをし、その申入れを乙が了承した場合はこの限りでない。

(内容の変更)

第10条 甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価（税抜）又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

(機密保持)

第11条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

(契約不適合責任)

- 第12条** 甲は、乙が実施した産業廃棄物の処分業務に、契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。
- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、料金の減額を請求することができる。
 - 3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(契約の解除)

- 第13条** 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、相当の期間を定めて書面によりその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相互に本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 2 甲は、乙が地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づいて甲が行う調査を

妨げ、若しくは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み、又は甲の指示に従わなかったときは、相当の期間を定めて書面によりその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 不正の手段により料金の支払を受けたとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

4 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

ア 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

イ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する費用を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(料金の返還)

第14条 乙は、前条の規定によりこの契約を解除された場合において、既に料金の支払がなされているときは、甲の定めるところにより料金を返還するものとする。

(延滞金)

第15条 乙は、前条の規定により料金を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年3.0パーセントの割合で計算した遅延金を甲に納付するものとする。

(協議)

第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(契約の有効期間)

第17条 本契約は、有効期間を令和 年 月 日から令和9年3月31日までとする。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は、各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岩手県
契約担当者
岩手県知事 達増 拓也

乙